

茨木労働基準監督署発表  
令和7年3月14日（金）

茨木労働基準監督署  
072-604-5308

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（作業指揮者の選任措置及び保護帽の着用措置を講じていなかった疑い）

令和7年3月14日、茨木労働基準監督署（署長 おかざき たかゆき 岡崎 隆之）は、共生運輸株式会社ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

### 記

#### 1 被疑者

（1）共生運輸株式会社

本社所在地 大阪府摂津市東一津屋

事業内容 一般貨物自動車運送業

（2）同社代表取締役 A（以下、「被疑者 A」という。）

#### 2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項

労働安全衛生規則第151条の70

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第151条の74第1項

同法第27条第1項

同法第119条第1号（罰条）

同法第122条（両罰規定）

#### 3 事件の概要

令和6年7月5日、被疑者 A は取引会社内において、労働者に100キログラム以上の荷を貨物自動車に積み込む作業を行わせるに当たり、①荷役の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため、当該作業を指揮する者を定めず、また、②墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させず、もって、危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

#### 4 参考事項

- (1) 上記3の結果、当該作業に従事していた労働者が落下した荷の下敷きとなり、死亡している。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

## 適用法条文

## 【労働安全衛生法】

## (事業者の講ずべき措置等)

**第二十条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険  
（第二号、第三号省略）

**第二十一条** （第1項省略）

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

## (労働者の遵守事項)

**第二十七条** 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

## (罰則)

**第一百九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百五条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

## (両罰規定)

**第二百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 【労働安全衛生規則】

## (積卸し)

## 第151条の70

事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせ

なければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第五十一条の六十七第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

#### (保護帽子の着用)

#### 第 151 条の 74

事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が五トン以上のもの
- 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
- 三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。